

## うるま市地域活動支援助成事業の申請について

### ★よくあるご質問

#### 【申請の要件について】



Q. 団体の構成員にうるま市以外の者もいますが申請出来ますか。

A. うるま市外の方が所属していても、3人以上がうるま市在住の成人の方で、うるま市で活動している団体であれば、申請出来ます。申請出来る団体は、以下の3つを満たしている必要があります。

- ① 主たる活動の場がうるま市内にある団体
- ② 3人以上が、うるま市内に在住する成人で構成される団体
- ③ 会則等が整備され、会計面を含めた運営等が適正に行われている団体

Q. 団体が行っている別の事業に助成金をもらっているのですが、申請は出来ますか。

A. 申請される事業について助成金をもらっている場合は申請出来ませんが、全く別の事業を行う場合は申請出来ます。ただし、会計については明確に分けて処理してください。



#### 【助成対象経費について】

Q. 作業の合間に出す茶菓子代なども助成の対象になりますか。

A. 茶菓子代は助成対象外となります。ただし、事業を行う際に使用する食材費等は助成対象となります。(例：伝統料理教室を行う際の食材費)

Q. 団体の会員で研修のためバスで移動します。その際の交通費、燃料費等は助成の対象になりますか。

A. 団体の会員のみでの移動に関しては交通費、燃料費等は助成の対象外となります。事業の内容や公募など団体の会員以外の参加によるものは認められることもありますので、お問合せ下さい。

Q. 団体の会員が講師として研修会等を開催する場合、講師の謝礼金は助成対象となりますか。

A. 団体の会員に対する謝礼金等は助成対象外となります。

Q. 事業を行う上で、どうしても備品が必要です。助成の対象になりますか。

A. 備品に関しては、助成の対象外です。

Q. 助成金の支払いはいつですか。

A. 事業完了後、実績報告を提出していただき審査のうえ助成金を交付します。但し、事業の運営のための必要経費として交付決定額の1/2を上限とし概算払いが可能です。

### 【選考審査委員会について】

Q. 選考審査委員会でのプレゼンテーションは参加しなくてははいけませんか。

A. はい。書類及びプレゼンテーションでの審査となります。

### 【事業の実施について】



Q. 事業はいつから実施できますか。

A. 交付決定の日以降となります。交付決定は選考審査委員会終了後1週間以内を目安としています。また、事業の完了は毎年度2月末日となっています。

Q. 申請した事業スケジュール、収支予算計画が都合により変更になってしまいます。どのような手続きが必要ですか。

A. 事業計画変更承認の申請を行う必要があります。変更内容によっては承認されない場合もありますので、事業実施前にご相談下さい。

### 【実績報告について】

Q. 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか。

A. 事業完了後30日以内または令和3年3月5日のいずれか早い日までに提出して下さい。実績報告書の提出がない場合は助成金の交付が受けられません。活動記録表や領収書等は活動期間内からまとめておくことをお勧めします。

Q. 活動報告会には必ず参加しなければなりませんか。

A. はい。行った事業の内容や今後の活動を公開の場でご報告ください。

Q. 添付書類として領収書の写しを添付することとありますが、請求書や納品書でもいいですか。

A. 対象経費が適切に支払われているかの確認のため、領収書を添付してください。また、領収書の宛名や但し書きの記載もれがあると認められないこともありますので、ご注意ください。(但し書きのみで内容がわからない場合はレシート等の写しも添付して下さい。必要に応じて添付の「領収書台紙」をご利用下さい。)

# 領収書台紙

領収書貼り付け欄

明細（レシート等）

※領収書の但し書きで内容がわからない場合は、この欄をレシートの貼り付けや購入した内容のメモにご利用下さい。

団体名：

事業名：

事業実施日：令和 年 月 日 実施内容：

支出額： 円 支出科目：

※文字が見えるように貼りつけて下さい。（提出は写しでかまいません。）